

# 高齢者虐待防止に関する指針

## 1. 高齢者虐待防止に関する理念

### (1) 目的

この指針は、大分県厚生連介護老人保健施設シェモア鶴見において、利用者に対する虐待を未然に防止するための対策および発生した場合の対応等について「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」を遵守するとともに、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持や人格の尊重が達成されるよう体制を整備することを目的とする。

### (2) 対象とする虐待

この指針における「虐待」とは、利用者に対して行う次に挙げる行為をいう。

- ① 利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- ③ 利用者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること
- ④ 利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと
- ⑤ 利用者を衰弱させるような減食、長時間の放置等
- ⑥ 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること

### (3) 虐待に対する職員の対応方針

- ① 職員は利用者に対し、いかなる虐待行為もしてはならない。
- ② 虐待を発見した際は、速やかに所定の報告をし、適切な再発防止策を講じなければならない。

## 2. 虐待防止推進体制

### (1) 虐待防止責任者

- ① 虐待の責任主体を明確にするために虐待防止責任者を設置する。
- ② 虐待防止責任者は施設長があたるものとする。なお、施設長は必要に応じて、その実務を『虐待防止委員会』委員長に移譲することができる。

### (2) 虐待防止責任者の職務

- ① 『虐待防止委員会』の設置と運営
- ② 虐待防止指針（当指針）の見直しや改正に関すること
- ③ 虐待行為が発生した際の関係機関への報告
- ④ 利用者（家族含む）及び通報者の保護

### (3) 委員会の設置

虐待防止対策を迅速かつ適切に図るために『虐待防止委員会』を設置する。

- ① 委員会は、虐待防止および身体拘束廃止を統合した『身体拘束廃止・虐待防止委員会』（以下、委員会という）とする。
- ② 委員会の構成員、開催時期、運営内容等は別に定める。

### (4) 虐待受付担当者の設置

利用者やその家族が虐待に関する通報を容易にするため、専任の虐待受付担当者を設置する。

- ① 虐待受付担当者は支援相談員とする。
- ② 虐待受付担当者の不在時は、他の委員会委員が通報を受けることができるものとする。
- ③ 前項により虐待の通報を受けた委員は、遅滞なく虐待受付担当者に別に定める「虐待通報報告書」によりその内容を報告するものとする。

### (5) 虐待受付担当者の職務

- ① 利用者やその家族、職員等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容や日時等、詳細事項の確認と「虐待通報報告書」への記録
- ③ 通報者へ氏名を記録することの同意確認
- ④ 虐待防止責任者および委員会へ「虐待通報報告書」による状況報告
- ⑤ 通報者へ対応結果または対応状況の「改善結果（状況）報告書」による報告

## 3. 虐待防止対応及び解決への取り組み

### (1) 虐待防止対応の周知

- ① 虐待防止責任者は、虐待防止対策について、施設ホームページへの掲載及び施設内への掲示等により周知を図るものとする。
- ② 虐待防止指針（当指針）は、当施設内に保管し、いつでも自由に閲覧できるようにする。

### (2) 虐待の通報及び発見

- ① 利用者本人やその家族、職員等から虐待行為に関する通報があった場合は、本指針に基づき適切に対応するものとする。
- ② 職員は、虐待行為を発見した際、また、利用者等より虐待に関する通報を受けた際は、速やかに虐待受付担当者に報告するものとする。

### (3) 虐待通報の受付

- ① 虐待行為の通報は、ご意見箱への投書、郵便、電話など、書面や口頭等いかなる手段においても受け付けることができるものとする。

- ② 虐待受付担当者は、利用者本人やその家族、職員等から虐待行為に関する通報を受け付けた際は速やかに「虐待通報報告書」を作成し、その内容を通報者に確認をする。なお、通報者名の記録は通報者本人の同意を得るものとする。
- ③ 虐待受付担当者以外の者が虐待通報を受けた場合は、速やかに虐待受付担当者へ報告をして受け付けたものとする。

**(4) 虐待事実の確認・報告**

- ① 虐待受付担当者は、受け付けた通報の内容を「虐待通報報告書」を添えて虐待防止責任者に報告する。
- ② 虐待防止責任者は、内容の確認後、『虐待防止委員会』を招集し、同委員会において事実確認や対応策等を協議する。
- ③ 虐待防止責任者は、明らかに利用者への虐待が認められた場合は厚生連本部および関係機関に事実状況を報告または報告を指示する。なお、関係機関とは以下をいう。

別府市 介護保険課	0977-21-1463
大分県 高齢者福祉課	097-506-2767
大分県国民健康保険団体連合会 介護保険課	097-534-8480

**(5) 虐待解決に向けた協議**

- ① 虐待防止責任者は、委員会において虐待通報者及び当該利用者から虐待行為とされる詳細を聞き取るなど通報内容を正確に把握する。
- ② 虐待防止責任者は、被疑対象者やその他関係者より意見聴取を行い、事実確認をする。
- ③ 虐待防止責任者は、当該通報に虐待の事実が認められた場合、速やかに被疑対象者と解決に向けた話し合いを行う。
- ④ 委員会において、①～③を踏まえた対応策の協議・検討を行う。

**(6) 虐待解決に向けた記録・結果報告**

- ① 委員会は、被疑対象者との話し合いの結果や改善を約束した事項等について「虐待通報報告書」に取り纏める。
- ② 委員会は、「虐待改善結果（状況）報告書」を取り纏め、虐待受付担当者より利用者本人やその家族、虐待通報者に対して同報告書により報告をする。
- ③ 利用者及びその家族が満足する解決策が図られなかった場合は、別府市介護保険課の高齢者虐待相談窓口を紹介する。
- ④ 原則として、虐待通報のあった日から10日以内を目途に通報者へ対応結果または対応策を報告するものとする。
- ⑤ 委員会は、再発防止策を検討し、必要な場合はマニュアルおよび研修内容の見直しおよび改訂を行う。

#### (7) 虐待防止のための職員研修

- ① 委員会は、「研修プログラム」を策定し、企画・運営を行う。
- ② 虐待防止の周知啓発のため、年に1回すべての職員を対象に研修を実施する。
- ③ 新規入職者には、入職後早期に虐待防止の研修を受講させる。
- ④ 虐待防止責任者は、職員が虐待防止に関する外部研修等に積極的に参加するよう努める。

#### 4. 本指針の疑義、改廃等

- ① 本指針に定めのない事項が生じた場合は、虐待防止責任者がこれを決めるものとする。
- ② 本指針の改廃は、『虐待防止委員会』の協議を経て虐待防止責任者が行うものとする。
- ③ 本指針は当施設内に保管し、自由に閲覧できるものとする。

附 則                      令和 6年 4月 1日                      施行

【虐待行為が疑われる場合の通報・対応フロー】

